

# 島根県報

号外第一五〇号

平成十五年十二月二十六日

(金曜日)

訓令

美田ダム操作規則

目次

(河川課)

## 訓令

島根県訓令第三十号

土木部

隠岐支庁

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、美田ダム操作規則を次のように定める。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

### 美田ダム操作規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貯水池の水位等（第三条 第六条）

第三章 貯水池の用途別利用（第七条 第九条）

第四章 洪水調節等（第十条 第十四条）

第五章 貯留された流水の放流（第十五条 第十九条）

第六章 点検、整備等（第二十条 第二十二條）

第七章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

(通則)

第一条 美田ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

(ダムの用途)

第二条 美田ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒六立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第四条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高三五・七メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高四一・六メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高三五・七メートルから標高四一・六メートルまでの容量二八〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高二八・六メートルから標高三五・七メートルまでの容量二一六、〇〇〇立方メートルのうち最大六七、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高二八・六メートルから標高三五・七メートルまでの容量

二一六、〇〇〇立方メートルのうち最大一四九、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 隠岐支庁土木建築局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松江地方気象台西郷測候所から降雨に関する警報が発せられたとき。
- 二 美田ダム操作細則(平成十五年十二月二十六日訓河第二千九十五号。以下「細則」という。)で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 土木部河川課、松江地方気象台西郷測候所その他細則で定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節等を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 局長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めるがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第二十条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒二・五四三立方メートルとする。

(放流の原則)

第十六条 局長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、美田床止工地点において毎秒〇・〇〇五立方メートルの水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第十八条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第十九条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、細則で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十条 局長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備(以下「計測等」という。)を行わなければならない。

(観測)

第二十一条 局長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十二条 局長は、ゲート等を操作したとき、計測等を行ったとき、又は前条の規定に

よる観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続きその他の事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年十二月二十六日から施行する。
- 2 美田ダム操作規則（昭和五十三年島根県訓令第四号）は、廃止する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月二十六日印刷  
平成十五年十二月二十六日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)